

柏原市区長会コミュニティ備品レンタル事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、自治会及び市民公益活動団体などが行うコミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの活性化とふれあいのある地域社会の形成を目的として、柏原市区長会がコミュニティ備品のレンタル事業を実施するための必要事項を定めるものとする。

(備品等の種類)

第2条 この要項に基づいて貸し出しを行う備品の種類及び数量は、別表のとおりとする。

(使用の手続き)

第3条 備品を使用しようとする団体は、柏原市区長会コミュニティ備品レンタル事業使用申込書（第1号様式）を柏原市区長会に提出しなければならない。

2 柏原市区長会は、前項の使用申込書を受け取り、使用が適当と認めるときは、柏原市区長会コミュニティ備品レンタル事業使用許可書（第2号様式）を当該団体に交付するものとする。

3 使用の申し込みは、使用予定日の3か月前から受け付けるものとする。

4 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用予定日の前日に備品の受け取りを行い、使用日の翌日までに返却するものとする。

(使用許可制限)

第4条 使用者が次の各号の一に該当すると認められるときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- (2) 備品を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用する備品の取扱方法等について、事前に十分な説明を受けなければならない。
- (2) 備品は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (3) 備品は、正しく使用し、損傷する恐れのある行為をしてはならない。
- (4) 備品の使用に際しては、安全及び環境保全に十分留意し、他者に迷惑や害を及ぼしてはならない。
- (5) 備品の返却に際しては、清掃を行うこととし、汚損等を生じた場合は、必ず報告し

なければならない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、備品の管理上必要と認める事項。

(使用許可の取り消し等)

第6条 備品を使用するにあたり、次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、柏原市区長会は、その責めを負わない。

(1) 第4条の各号に該当する事由が生じたとき。

(2) その他、会長が必要と認めたとき。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。ただし、消耗品を使用した場合は、使用者の負担により補充したうえで返却しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、備品を滅失し、き損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、備品の使用に際し、自らが損害を被り、又は他者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償するものとし、柏原市区長会はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

(別表)

番号	器具等の名称	数量
1	テント（中津テント）	10
2	スコッチコーン	100
3	コーンバー	100
4	警備灯	100
5	拡声器	50
6	メガホン	100
7	組立式ステージ一式	1

年 月 日

団体名 _____

住 所 _____

代表者 氏 名 _____

電話番号_____

使用目的（催し物の名称、内容等）

使用年月日

年 月 日

受 取 日 時

年 月 日（午前・午後） 時 分

返 却 日 時

年 月 日 (午前・午後) 時 分

使 用 場 所

参加予定人員 人

使用を希望する備品の内訳

備品名

数 量

第2号様式（第3条関係）

柏原市区長会コミュニティ備品レンタル事業
備 品 使 用 許 可 書

年 月 日

団体名

代表者 様

柏原市区長会会長

柏原市区長会コミュニティ備品レンタル事業として、次の通り備品の使用を許可します。
 なお、備品の使用にあたっては、事前に許可書の裏面に記載してある注意事項をよく読んで
 うえで、これを厳守してください。

[illegible]

《 注 意 事 項 》

コミュニティ備品レンタル事業により使用を許可する備品は、使用方法を誤ると危険を伴うことがありますので、次の事項を厳守してください。

(一般的事項)

1. 備品を使用する前に、必ず取扱方法の説明を受けること。
2. 備品は、許可を受けた目的以外に使用しないこと。また、使用の権利を譲渡若しくは転貸しないこと。
3. 備品は正しく使用し、損傷する恐れのある行為はしないこと。
4. 備品の使用に際しては、安全及び環境保全に十分留意し、他者に迷惑や害を及ぼさないこと。
5. 備品を汚損した場合は、必ず報告のうえ、修理等の措置を行うこと。
6. 返却日を厳守すること。また、返却に際しては備品の清掃を行うこと。
7. 消耗品を使用した場合は、返却時に補給すること。
8. 申込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに届出すること。

(損害賠償)

1. 使用者の故意又は過失により備品を滅失し、き損し又は汚損したときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。
2. 備品の使用により使用者自らが損害を被り又は他者に損害を与えた場合は、使用者の責任において、その損害を賠償するものとする。